

平成13年度調停事件の概況

最高裁判所事務総局民事局
最高裁判所事務総局家庭局

はしがき

第1 総 説

- 1 調停事件のすう勢
- 2 調停の処理結果

第2 民事調停事件の概況

- 1 受理件数
- 2 調停事件の種類別件数

3 事件受理の態様

4 処理結果

5 審理期間

6 調停に代わる決定

7 調停前の措置

8 民事執行手続の停止

第3 家事調停事件の概況

1 受理件数

2 調停事件の種類別件数

3 事件受理の態様

4 処理結果

5 調停に代わる審判

6 既済率及び審理期間

7 履行確保

8 家事相談

9 家庭裁判所調査官及び医務室の

医師

参考資料

統計表

1 平成13年全国裁判所調停事件数

2 平成13年各高等裁判所民事調停

事件数

3 平成13年各地方裁判所民事調停

事件数

4 平成13年各地方裁判所管内別簡

易裁判所民事調停事件数

5 平成13年各家庭裁判所家事調停

事件数

は し が き

我が国の調停制度は、大正11年10月1日借地借家調停法の施行とともに発足し、大正13年12月1日小作調停法、大正15年11月1日商事調停法、昭和7年10月1日金銭債務臨時調停法、昭和14年7月1日人事調停法が順次施行され、昭和15年1月1日鉱業法の改正により鉱業調停が開始され、更に戦時中の昭和17年3月21日から戦時民事特例法が施行されたことによつて、あらゆる民事紛争についての調停が行われることとなった。終戦後、昭和23年1月1日家事審判法が施行され、人事調停は家事調停と改められ、昭和24年1月1日家庭裁判所の誕生とともに、家事調停は新たな姿のものとなり発足した。次いで、昭和26年10月1日家事調停以外の各調停関係法を統合した民事調停法が施行され、調停に関する法規は一通り整備された。以降、調停制度はこれらの法規に基づいて運用され、我が国の国民性に合致した紛争解決制度として、着実に発展を続けてきた。

しかし、その後の社会経済情勢の著しい変動に伴い、調停に現れる紛争はますます複雑多様化するとともに、交通事故、公害等の新しい類型の紛争が生起するに至り、調停事件の処理は一層困難なものとなってきた。このような状況にかんがみ、調停制度の紛争解決機能を充実強化することを目的として、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律（昭和49年法律第55号）及び関係の最高裁判所規則が昭和49年10月1日から施行され、調停委員の制度と調停手続について大幅な改正が行われた。その後、借地借家関係の多様化等に対処するため、従前の建物保護ニ関スル法律、借地法及び借家法が廃止され、これに代わつて借地借家法が平成4年8月1日から施行されたが、これに伴い民事調停法の一部を改正する法律（平成3年法律第91号）が同日から施行され、地代借賃増減請求事件について調停前置主義等が導入された。

また、民事訴訟を利用しやすく分かりやすいものとするため、民事訴訟法及び民事訴訟規則が全面的に改正され（平成8年法律第109号及び同年最高裁判所規則第5号）、平成10年1月1日から施行されたが、これに伴い民事訴訟法及び民

事訴訟規則の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成8年最高裁判所規則第6号）が同日から施行され、家事審判規則及び民事調停規則に、調停期日に向けて十分な準備ができるように裁判所書記官による事実の調査等の規定が設けられた。

さらに、バブル崩壊後、長引く厳しい経済環境の下、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生を図るために、民事調停の特例として、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律及び特定調停手続規則（平成12年法律第158号及び同年最高裁判所規則第2号）が定められ、平成12年2月17日から施行された。

このように調停制度は、創設以来80年の歴史を有し、この間社会情勢の変動とともに制度の改革や運用の改善が行われながら、簡易、迅速かつ低廉な権利保護の制度として国民の間に広く定着し、民事及び家事の紛争の解決に重要な役割を果たしている。

本稿は、最近の統計資料に基づいて、平成13年度の調停事件の現状を概観したものである。

平成14年9月

第1 総 説

1 調停事件のすう勢

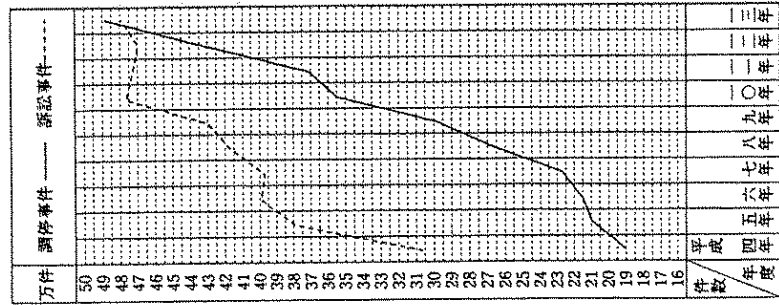
裁判所が受理する調停事件は、昭和33年(12万2,490件)を頂点としてその後には9万件から12万件の間で変動があったものの、全体的にはほぼ横ばい状態であった。しかし、昭和49年10月に調停委員の制度と調停手続が改正されたのに伴い、翌昭和50年から増加傾向に転じ、昭和56年以降は毎年新受事件数の最高記録を更新し、昭和59年には24万4,025件に達した。その後、昭和60年からは減少に転じ、昭和63年には14万0,257件となったが、平成元年には減少傾向に歯止めがかかり再び増加に転じた。平成13年は、前年に比べ約5万7,000件(約13%)増加し、48万9,552件と前年に続き過去最高件数を更新し、約50年ぶりに第一審訴訟新受事件数(地裁第一審行政訴訟、高裁第一審訴訟を除く。)を上回った。

第1表 調停等新受事件数

区分 年度	調停 新受 総件数	民 事 調 停 新 受 件 数	家 事 調 停 新 受 件 数	第 一 審 訴 訟 新 受 件 数
平成4年	191,052	99,973	91,079	306,873
5年	208,683	112,846	95,837	380,061
6年	214,916	117,996	96,920	399,320
7年	226,907	130,808	96,099	397,765
8年	265,204	165,107	100,097	416,873
9年	297,083	194,761	102,322	429,245
10年	356,392	248,833	107,559	475,789
11年	372,770	263,507	109,263	473,176
12年	432,808	317,986	114,822	471,770
13年	489,552	367,404	122,148	479,218

(注) 1 「第一審訴訟新受事件数」は地裁第一審行政訴訟、高裁第一審訴訟を除く。
2 平成10年以降の「第一審訴訟新受事件数」には、「少額訴訟の新受事件数」を含む。

第2表 調停及び訴訟新受事件数の比較



過去10年間に於ける両者の件数は第1表のとおりであり、その結果をグラフにしたものが第2表である。

2 調停の処理結果

過去10年間に於ける民事・家事調停の既済件数は第3表のとおりで、その処理結果の内訳は第4表のとおりであり、平成13年中に調停により処理された件数(既済件数)は、48万3,716件である。調停制度の運用に関して最も関心を引く

第3表 調停既済事件数

区分 年度	調停既済 総件数	民事調停 既済件数	家事調停 既済件数
平成4年	181,647	93,828	87,819
5年	207,436	113,170	94,266
6年	215,473	118,961	96,512
7年	227,488	129,150	98,338
8年	257,461	159,357	98,104
9年	292,062	189,683	102,379
10年	349,925	243,101	106,824
11年	374,490	264,830	109,660
12年	411,591	298,556	113,035
13年	483,716	362,922	120,794

点は、調停により実際にどの程度紛争が解決されているかであろう。そこで、既済事件における調停成立率をみると、平成13年において、民事調停が33.2%、家事調停が47.3%、両者の平均が36.8%となっている。さらに、不成立となったもの(民事、家事の平均で10.4%)はとまかく、取下げとなったもの(民事、家事の平均で23.5%)の中には、調停の成立を待つまでもなく円満に解決したものが相当数含まれ

第4表 調停既済事件数一終局区分別 (民・家)

区分 年度	成 立		不 成 立		取 下 げ		そ の 他	
	件 数	百分比 %	件 数	百分比 %	件 数	百分比 %	件 数	百分比 %
平成4年	89,388	49.2	29,702	16.4	52,194	28.7	10,350	5.7
5年	101,739	49.1	33,304	16.1	57,213	27.6	15,159	7.3
6年	103,970	48.3	33,575	15.6	57,337	26.6	20,580	9.6
7年	110,084	48.4	33,999	14.9	60,871	26.8	22,520	9.9
8年	123,623	48.0	35,606	13.8	68,825	26.7	29,400	11.4
9年	138,111	47.3	38,769	13.3	75,275	25.8	39,886	13.7
10年	161,816	46.2	42,792	12.2	91,440	26.1	53,866	15.4
11年	167,262	44.7	44,020	11.8	97,094	25.9	66,103	17.7
12年	171,890	41.8	45,462	11.0	101,552	24.7	92,680	22.5
13年	177,811	36.8	50,420	10.4	113,767	23.5	141,708	29.3

(注) 高裁を除く数である。

ていると推測される。

以上から見て、調停制度は、紛争の解決の手段として、広く利用され、かつ、重要な役割を果たすとともに安定した成果を挙げているといつてよいであろう。

第2 民事調停事件の概況

1 受理件数

全調停事件の推移については、既に総説において触れたが、更にそのうち民事調停事件について、過去10年間に於ける新受件数の動きを見ると、第5表のとおりである。

現行法制上考えられる民事紛争の主要な解決方法としては、訴訟（少額訴訟を含む。）、督促手続、起訴前の和解及び調停が挙げられるであろう。そこで、調停がその他の紛争解決手段と対比してどの程度に利用されているかを新受件数から見ると、第6表のとおりである（第一審訴訟には、地裁の第一審行政訴訟、人事訴訟、高裁の第一審訴訟を含まない。平成10年度

第5表 民事調停新受事件数

年度	件数		(高・地・簡)	
	新受件数	指数	新受件数	指数
平成4年	99,973	100		
5年	112,846	113		
6年	117,996	118		
7年	130,808	131		
8年	165,107	165		
9年	194,761	195		
10年	248,833	249		
11年	263,507	264		
12年	317,986	318		
13年	367,404	368		

第6表 民事調停等新受事件数

区分 年度	第一審訴訟新受件数 A		督促手続、 起訴前の 和解 新受件数 B		民事調停 新受件数 C		(A+B+C) D		C/D (%)		A/D (%)	
	平成4年	300,106	589,502	99,973	989,581	10.1	30.3					
5年	372,876	585,655	112,846	1,071,377	10.5	34.8						
6年	392,058	589,047	117,996	1,099,101	10.7	35.7						
7年	390,392	545,978	130,808	1,067,178	12.3	36.6						
8年	409,369	564,884	165,107	1,139,360	14.5	35.9						
9年	421,409	607,234	194,761	1,223,404	15.9	34.4						
10年	467,920	620,190	248,833	1,336,943	18.6	35.0						
11年	464,496	581,895	263,507	1,309,898	20.1	35.5						
12年	462,679	580,453	317,986	1,361,118	23.4	34.0						
13年	469,792	566,876	367,404	1,404,072	26.2	33.5						

(注) 1 「第一審訴訟新受件数」は地裁第一審行政訴訟、人事訴訟、高裁第一審訴訟を除く。
 2 平成10年以降の「第一審訴訟新受件数」には、「少額訴訟の新受件数」を含む。

以降は少額訴訟を含む。)

民事調停事件の新受件数は、この10年間増加の一途をたどっており、平成8年に過去最高件数を記録して以来、毎年これを更新し続け、平成13年には36万7,404件となった。前年よりも約4万9,400件増加しており、なお増加の傾向にある(これらの原因については後述142頁参照)。この間、訴訟事件も、大幅に増加してきたものの、先に挙げた紛争解決手段の総件数に占める割合は30%台でほぼ横ばいであるのに対し、調停事件の占める割合は、10%台から年々増加し、平成13年には26.2%を占めるに至っており、民事調停が紛争解決の重要な手段として広く国民に利用されていることを示しているといえよう。

2 調停事件の種類別件数

民事調停は、民事調停法施行前は借地借家、小作、商事、金銭債務、鉦喜及び民事特別の6種類であったが、昭和26年10月の民事調停法施行後は民事一般、商事、宅地建物、農事及び鉦喜の5種類となり、その後昭和49年10月の改正法施行後は交通及び公害等の2種類が加わった。さらに、平成12年2月17日に特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(以下、「特定調停法」という。)が施行されて特定調停が加わり、現在は計8種類に大別することができる。過去10年間の民事調停新受件数を事件の種類別に見ると、第7表のとおりである。

これによると、民事一般調停事件及び商事調停事件は、平成11年までは顕著な増加を示してきたが、平成12年以降はいずれも激減している。これは、バブルの崩壊後の景気後退やクレジットカードの普及等を背景として、貸金業関係調停事件(一般調停事件及び商事調停事件のうち、貸金業を営む者の貸金債権に係る調停事件)及び信販関係調停事件(一般調停事件及び商事調停事件のうち、信販業者を当事者とする立替金、求償金及び貸金債権に係る調停事件)のいわゆる債務弁済協定調停事件が年々増加していたところ、平成12年2月の特定調停法の施行に伴い、それらの事件が特定調停事件としての申立てに移行したためと考えられる。最近3年間の簡易裁判所における債務弁済協定調停事件や特定調停事件といった債務の調整に関する調停事件の新受事件数の推移は、第8表のとおりであ

第7表 民事調停新受事件数一事件の種類別

Table with 10 columns: 種別(年), 総数, 一般, 商事, 宅地建物, 貸付, 農事, 鉦喜, 交通, 公序善, 特定. Rows for Heisei 4 to 13.

(注) 1 地代借賃増成調停事件は、高額の事件数を含まない。 2 平成4年以前の地代借賃増成調停事件による差間を満した統計はない。 3 平成12年の特定調停事件については、2月17日施行以降の件数である。

第8表 債務の調整に関する調停事件新受事件数

Table with 4 columns: 民事調停新受件数, うち調停新受件数, 債務の調整に関する調停事件のうち債権関係新受件数, 合計. Rows for Heisei 11, 12, 13.

(注) 1 貸金業関係及び信販関係の新受件数は、一般調停事件及び商事調停事件として申立てられた件数である。 2 信販業者を当事者とする貸金債権に関する事件の場合、信販関係と貸金業関係に重ねて計上される場合がある。 3 合計欄の百分率は、民事調停総新受件数に占める割合である。

り、従前の債務弁済協定調停事件のほとんどが特定調停事件へと移行したことがうかがえる。

特定調停手続は、経済的に破綻するおそれのある債務者が負っている金銭債務にかかる利害関係の調整を促進し、そのような債務者の経済的再生を図ることを目的として、民事調停手続の特例として定められたものであるが、施行以来増加の一途をたどっている。平成13年の特定調停事件の新受件数は29万4,000件を超え、民事調停新受事件総数の80.2%を占めるに至っており、民事調停事件総数を押し上げていく状況にある。この数値から、特定調停事件は、実効性のある債務

調整手段として国民の間に定着し、大きな役割を果たしているといえよう。なお、このような特定調停事件の急増は、昨今の激しい経済情勢を反映しているものと思われ、今後も引き続き増加することが予想される。

また、宅地建物調停事件は、平成5年をピークに、平成6年、平成7年はほぼ横ばいで、平成8年以降は年々減少している。これは、バブルの崩壊後の不動産取引の低迷や価格の下落に伴い、地代借賃増減調停事件をはじめとする紛争が減少傾向を示したためと考えられる。なお、平成4年から平成5年にかけての増加は、平成4年8月1日から施行された民事調停法の一部を改正する法律により、地代借賃増減請求事件について調停前置主義が採られたことも一つの要因となっていると考えられる。

3 事件受理の態様

各地の裁判所においては、調停手続をより一層国民に利用されやすくするため、調停（受付）相談とともに、口頭受理、定型書面による受理を積極的に進めてきたところである。

全国簡易裁判所の最近10年間の口頭受理等の状況は第9表のとおりである。

第9表 申立てによる新受件数（簡裁）－申立て方法別

区分 年度	(1) 申立てによる 新受件数			(2) 口頭受理件数		(3) 定型書面受理 件数		(2)+(3)
	件数	割合	割合	件数	割合	件数	割合	
平成4年	93,547	(100.0%)	778	(0.8%)	64,827	(70.1%)	85,605	(91.1%)
5年	103,364	(100.0%)	479	(0.5%)	73,642	(71.7%)	74,121	(71.7%)
6年	105,510	(100.0%)	625	(0.6%)	76,836	(72.8%)	77,461	(73.4%)
7年	118,373	(100.0%)	618	(0.5%)	88,810	(75.0%)	89,428	(75.5%)
8年	151,148	(100.0%)	368	(0.2%)	120,072	(79.4%)	120,440	(79.7%)
9年	178,431	(100.0%)	218	(0.1%)	146,718	(82.3%)	146,936	(82.3%)
10年	232,128	(100.0%)	208	(0.1%)	200,721	(86.5%)	200,929	(86.6%)
11年	247,758	(100.0%)	106	(0.0%)	215,992	(87.2%)	216,098	(87.2%)
12年	303,922	(100.0%)	140	(0.0%)	268,349	(88.3%)	268,489	(88.3%)
13年	350,504	(100.0%)	37	(0.0%)	309,309	(88.2%)	309,346	(88.2%)

口頭受理、定型書面による受理の件数は、年々増加しており、申立件数に占める割合も平成12年には88.3%となり、平成13年も88.2%と高い割合を維持している。特に定型書面による受理の件数の増加は、定型書面による申立てになじみやすい債務の調整に関する調停事件の増加を反映しているものと考えられる。今後、更に特定調停事件が増加すれば、定型書面の受理件数も増加することが見込まれる。

なお、記入説明書付きの定型調停申立書用紙が裁判所や地方自治体の窓口に掲載されているが、国民の司法へのアクセスの拡充という観点からも更なる利用が期待されることである。

4 処理結果

調停は訴訟のように紛争の一刀両断的解決を目的とするのではなく、法律に則った解決を基本としながらも、当事者双方の理性的な話し合いと互譲による紛争の現美的解決を目的としている。したがって、原則として強制的な解決力を有しない調停制度において事実上どの程度互譲が成立し、紛争解決の目的が達げられているかは、調停制度の存在意義という観点からすれば、最も大きな関心事でなければならぬ。この点について平成13年における調停事件の処理結果をみると、第10表のとおりである。

第10表 民事調停既済事件数－事件の種類及び終局区分別

区分 種別	総数		成立		不成立		調停に代わる 決定		取下げ		その他	
	件数	百分比	件数	百分比	件数	百分比	件数	百分比	件数	百分比	件数	百分比
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
総数	362,912	100.0	120,651	33.2	30,602	8.4	123,952	34.2	75,772	20.9	11,835	3.3
民事一般	49,542	100.0	17,600	35.5	11,444	23.1	11,665	23.5	8,186	16.5	647	1.3
商	11,667	100.0	1,981	17.0	1,609	13.8	7,035	60.3	924	7.9	118	1.0
宅地建物	8,362	100.0	4,268	51.0	2,613	31.2	77	0.9	1,362	16.3	42	0.5
農	385	100.0	168	43.6	122	31.7	3	0.8	86	22.3	6	1.6
漁	0	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通	4,731	100.0	2,601	55.0	1,256	26.5	44	0.9	799	16.9	31	0.7
公営	213	100.0	80	37.6	107	50.2	1	0.5	24	11.3	1	0.5
特定	288,012	100.0	93,953	32.6	13,451	4.7	105,127	36.5	64,391	22.4	11,090	3.9

これによれば、民事調停事件の総数で、その33.2%が調停成立、20.9%が取下げによって終了している。取下げによって終了した事件のうちには、調停手続に付した結果実質的に話し合いが成立したことによるものが相当数であると推測されるので、全体として良好な実績をあげているといえよう。事件の種類別に見ると、公等調停事件は、不成立率が50.2%と最も高くなっており、その解決の困難さがかかわれる。また、特定調停事件は、不成立率が4.7%と他の種類の調停事件に比べて極めて低くなっている一方、調停に代わる決定の割合が36.5%と高くなっている。これは、債務の弁済方法等に関し、当事者間での調整が難航した場合にも調停不成立とはせず、調停に代わる決定を行うことにより、積極的に裁判所が解決案を示していることによるものと考えられる。商事調停事件においては、調停に代わる決定の占める割合が60.3%とかなり高くなっており、同調停事件に占める信販関係事件等債務の調整に関する調停事件の割合の高さと調停に代わる決定の有効性に帰因するものと考えられる。

なお、最近10年間の処理結果は第11表のとおりである。成立の割合が徐々に減少している一方で、調停に代わる決定の割合が年々増加している。これは、債務

第11表 民事調停既済事件数一終高区分別

区分 年度	総件数		成立		不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
	件数	百分比 %	件数	百分比 %	件数	百分比 %	件数	百分比 %	件数	百分比 %	件数	百分比 %
平成4年	93,815	52.9	49,660	52.9	16,049	17.1	4,090	4.4	22,133	23.6	1,883	2.0
5年	113,149	52.1	58,937	52.1	18,404	16.3	8,614	7.6	25,011	22.1	2,183	1.9
6年	118,950	50.2	59,663	50.2	18,357	15.4	12,539	10.5	24,956	21.0	3,435	2.9
7年	129,136	49.9	64,459	49.9	18,726	14.5	16,425	12.7	28,062	21.7	1,464	1.1
8年	139,350	49.0	78,066	49.0	20,598	12.9	22,610	14.2	35,839	22.5	2,237	1.4
9年	189,662	47.8	90,635	47.8	22,524	11.9	31,046	16.4	41,560	21.9	3,897	2.1
10年	243,090	46.3	112,578	46.3	25,561	10.5	44,380	18.3	56,222	23.1	4,349	1.8
11年	264,819	43.9	116,218	43.9	26,469	10.0	55,989	21.1	61,397	23.2	4,746	1.8
12年	298,549	39.9	119,014	39.9	27,161	9.1	80,868	27.1	65,229	21.8	6,277	2.1
13年	362,912	33.2	120,651	33.2	30,602	8.4	123,952	34.2	75,772	20.9	11,935	3.3

第12表 民事調停既済事件数一審理期間別

区分 年度	総数	1年以内						2年以内						平均審理期間(月)	
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を越える	2年以内	2年を越える	平均審理期間(月)	2年を越える			
平成9年	189,662	35,575 (18.8%)	63,426 (33.4%)	46,823 (24.7%)	32,670 (17.2%)	8,035 (4.2%)	2,321 (1.2%)	812 (0.4%)	2.8	2.8	2.8	2.8			
10年	243,090	45,378 (18.7%)	86,637 (35.5%)	60,172 (24.8%)	40,086 (16.5%)	7,882 (3.2%)	2,493 (1.0%)	712 (0.3%)	2.6	2.6	2.6	2.6			
11年	264,819	54,112 (20.4%)	100,233 (37.8%)	61,050 (23.1%)	38,441 (14.5%)	7,888 (3.0%)	2,395 (0.9%)	700 (0.3%)	2.4	2.4	2.4	2.4			
12年	298,549	55,018 (18.4%)	115,878 (38.8%)	74,784 (25.0%)	42,758 (14.3%)	7,395 (2.5%)	2,422 (0.7%)	594 (0.2%)	2.4	2.4	2.4	2.4			
13年	362,912	58,851 (16.2%)	134,805 (37.1%)	98,653 (27.2%)	57,822 (15.9%)	9,956 (2.7%)	2,257 (0.6%)	568 (0.2%)	2.5	2.5	2.5	2.5			

(注) 1 各欄の下段は総数に対する百分比を示したものである。
2 平成13年度の中段は総数に対する百分比を、下段は百分比の累計を示したものである。

弁済協定調停事件や特定調停事件の事件数が増加するとともに、それらの事件において調停に代わる決定が積極的に活用されていることから、相対的に割合が移行してきたものと考えられる。

5 審理期間

調停制度の最も大きな特色の一つは、他の紛争解決手段、特に訴訟と対比して極めて迅速、短期間に紛争が解決されるという点にある。殊に訴訟は、仮に第一審の裁判があっても、敗訴の当事者から上訴が提起されると、紛争の最終的解決をみるまでにおお相当の期間を要することになるが、これは訴訟制度の性質上ある程度はやむを得ないところである。

これに対して調停は、ひとたび成立しさえすれば、終局的な解決が得られ、訴訟のように上訴によって解決が長引くことはない。最近5年間に於ける調停既済事件の審理期間をみると、第12表のとおりであり、平成13年においては、80.5%の事件が3月以内、96.5%の事件が6月以内に終了している。平成13年の平均審理期間は、2.5月となっている。

調停期日の実施回数2.0回で、3回までの期日の実施によって終了する事件は、平均実施回数は2.0回で、第13表のとおりであり、平成13年においては、

第13表 民事調停既済事件数—実施回数別

区分 年度	総数	実施しな い						11回以上	平均実 施回数
		1回	2回	3回	4～5回	6～10回	11回以上		
平成9年	189,662 (100.0%)	59,477 (31.4%)	58,199 (30.7%)	29,670 (15.6%)	18,534 (9.8%)	6,389 (3.5%)	1,238 (0.7%)	2.2	
10年	243,090 (100.0%)	19,836 (8.2%)	82,982 (34.1%)	79,320 (32.6%)	34,679 (14.3%)	18,798 (7.7%)	1,310 (0.5%)	2.0	
11年	264,319 (100.0%)	18,705 (7.1%)	91,442 (34.5%)	89,254 (33.7%)	38,809 (14.7%)	19,862 (7.5%)	1,059 (0.4%)	2.0	
12年	298,549 (100.0%)	20,866 (7.0%)	98,569 (33.0%)	105,325 (35.3%)	44,232 (14.8%)	22,237 (7.5%)	950 (0.3%)	2.0	
13年	362,912 (100.0%)	24,918 (6.9%)	116,498 (32.1%)	131,351 (36.2%)	54,319 (15.0%)	27,208 (7.5%)	1,069 (0.3%)	2.0	

(注) 1 各欄の下段は総数に対する百分比を示したものである。
 2 平成13年度の中段は総数に対する百分比を、下段は百分比の累計を示したものである。

全体の90.1%を占め、更に5回までの期日の実施によって終了するものは97.6%となっている。

以上の数字が示すように、調停事件は迅速な紛争解決という点においては全体としてかなりの成果を示しているといえる。

なお、事件の種類別の審理期間及び実施回数は第14表及び第15表のとおりである。

第14表 民事調停既済事件数—事件の種類及び審理期間別

区分 年度	総数	平均審 理期間 (月)										平均実 施回数
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	11回以上	平均実 施回数		
総数	362,912 (100.0%)	58,851 (16.2%)	134,805 (37.1%)	98,653 (27.2%)	57,822 (15.9%)	9,956 (2.7%)	2,257 (0.6%)	568 (0.2%)	2.5	11回以上	1,069 (0.3%)	2.0
民事一般	49,542 (100.0%)	16,284 (32.9%)	12,242 (24.7%)	8,357 (16.9%)	8,215 (16.6%)	3,057 (6.2%)	1,053 (2.1%)	334 (0.7%)	2.9	11回以上	1,919 (0.9%)	2.0
商事	11,667 (100.0%)	7,298 (62.6%)	1,013 (8.7%)	870 (7.5%)	1,246 (10.7%)	905 (7.8%)	284 (2.4%)	51 (0.4%)	2.4	11回以上	730 (1.5%)	1.9
宅地建物	8,362 (100.0%)	949 (11.3%)	1,879 (22.5%)	1,513 (18.1%)	2,268 (27.1%)	1,307 (15.6%)	352 (4.2%)	94 (1.1%)	4.7	11回以上	209 (2.5%)	3.2
農事	385 (100.0%)	49 (12.7%)	62 (16.1%)	61 (15.8%)	107 (27.8%)	77 (20.0%)	18 (4.7%)	11 (2.9%)	5.8	11回以上	46 (11.9%)	3.2
鉱業	0											
交通	4,731 (100.0%)	403 (8.5%)	970 (20.5%)	998 (21.1%)	1,388 (29.3%)	661 (14.0%)	234 (4.9%)	77 (1.6%)	5.1	11回以上	69 (1.5%)	3.0
公害等	213 (100.0%)	14 (6.6%)	36 (16.9%)	29 (13.6%)	77 (36.2%)	47 (22.1%)	9 (4.2%)	1 (0.5%)	5.1	11回以上	6 (2.8%)	3.7
特定	288,012 (100.0%)	33,854 (11.8%)	118,603 (41.2%)	86,825 (30.1%)	44,521 (15.5%)	3,902 (1.4%)	307 (0.1%)	0 (0.0%)	2.3	11回以上	138 (0.0%)	2.0

第15表 民事調停既済事件数—事件の種類及び実施回数別

区分 年度	総数	実施しな い						11回以上	平均実 施回数
		1回	2回	3回	4～5回	6～10回	11回以上		
総数	362,912 (100.0%)	24,918 (6.9%)	116,498 (32.1%)	131,351 (36.2%)	54,319 (15.0%)	27,208 (7.5%)	7,549 (2.1%)	1,069 (0.3%)	2.0
民事一般	49,542 (100.0%)	5,300 (10.7%)	20,583 (41.5%)	11,309 (22.8%)	5,669 (11.4%)	4,303 (8.7%)	1,919 (3.9%)	459 (0.9%)	2.0
商事	11,667 (100.0%)	1,421 (12.2%)	6,712 (57.5%)	1,170 (10.0%)	723 (6.2%)	733 (6.3%)	730 (6.3%)	178 (1.5%)	1.9
宅地建物	8,362 (100.0%)	341 (4.1%)	1,986 (23.8%)	2,048 (24.5%)	1,354 (16.2%)	1,465 (17.5%)	959 (11.5%)	209 (2.5%)	3.2
農事	385 (100.0%)	21 (5.5%)	92 (23.9%)	73 (19.0%)	75 (19.0%)	70 (18.2%)	46 (11.9%)	10 (2.6%)	3.2
鉱業	0								
交通	4,731 (100.0%)	203 (4.3%)	883 (18.7%)	1,379 (29.1%)	933 (19.7%)	849 (17.9%)	415 (8.8%)	69 (1.5%)	3.0
公害等	213 (100.0%)	5 (2.3%)	30 (14.1%)	46 (21.6%)	37 (17.4%)	59 (27.7%)	30 (14.1%)	6 (2.8%)	3.7
特定	288,012 (100.0%)	17,627 (6.1%)	86,212 (29.9%)	115,326 (40.0%)	45,530 (15.8%)	19,729 (6.9%)	3,450 (1.2%)	138 (0.0%)	2.0

る。これらによると、農事、交通及び公害等の各調停事件は平均審理期間が5箇月を超え、平均実施回数も3回以上となっており、これらの種類の調停事件は、比較的解決が困難であることをうかがい知ることができる。

6 調停に代わる決定

民事調停法第17条の調停に代わる決定の運用状況は、第16表のとおりである。調停に代わる決定の件数は、平成4年には4,090件であったのが、平成13年には12万3,952件となり、前年と比較しても約1.5倍に増加している。このような調停に代わる決定件数の増加の主たる原因は、先にも述べたとおり、これが主として債務の調整に関する調停事件において積極的に活用されてきたことであり、特定調停が施行された平成12年以降の増加傾向が顕著となっている。

ここで、注目すべきことは、異議申立てがある調停に代わる決定の効力は失われてしまうが、実際には異議申立件数が少ない(2,394件。決定件数の約1.9%)ということである。この数値によっても、この制度が紛争を解決するたに有用であることが示されている。

第16表 調停に代わる決定事件数一事件の種類別

年度	総数	一般	民事	宅地建物	借賃	農事	私習	交通	公害等	特定	(地・簡)	
											民事一般	宅地建物
平成4年	4,090 (4.3)	3,530 (4.0)	429 (1.4)	106 (46.2)	49 (66.7)	3 (0.0)	0	22 (9.1)	0	0	民事一般	宅地建物
5年	8,614 (2.8)	7,545 (2.2)	919 (1.7)	124 (44.4)	57 (33.3)	0	0	26 (11.5)	0	0	民事一般	宅地建物
6年	12,539 (2.0)	10,279 (1.8)	2,113 (0.9)	109 (33.0)	36 (28.8)	3 (0.0)	0	35 (2.9)	0	0	民事一般	宅地建物
7年	16,425 (2.3)	12,166 (2.6)	4,123 (0.8)	112 (31.9)	36 (45.1)	4 (50.0)	0	19 (5.3)	0	0	民事一般	宅地建物
8年	22,610 (2.2)	17,953 (2.5)	4,536 (0.5)	89 (20.2)	20 (35.0)	2 (100.0)	0	30 (3.3)	0	0	民事一般	宅地建物
9年	31,046 (2.0)	25,210 (2.2)	5,737 (0.7)	73 (28.8)	0	2 (0.0)	0	24 (8.3)	0	0	民事一般	宅地建物
10年	44,389 (2.0)	37,330 (2.2)	6,934 (0.6)	90 (10.0)	26 (15.4)	3 (0.0)	0	23 (0.0)	0	0	民事一般	宅地建物
11年	55,989 (2.1)	47,658 (2.3)	8,187 (0.6)	110 (22.7)	16 (56.3)	2 (0.0)	0	32 (0.0)	0	0	民事一般	宅地建物
12年	80,868 (1.9)	25,820 (1.6)	6,826 (0.8)	107 (15.9)	17 (23.5)	3 (0.0)	0	38 (7.9)	2	48,072	民事一般	宅地建物
13年	123,952 (1.9)	11,665 (0.7)	7,035 (0.4)	77 (15.6)	13 (53.8)	1 (33.3)	0	44 (6.8)	1	105,127	民事一般	宅地建物

(注) 各欄中段の数字は異議申立件数、下段の()内の数字は異議申立率(%)である。

7 調停前の措置

民事調停法第12条の調停前の措置は、民事調停法による罰則の裏付けによって旧法当時に比べ著しく強化されたが、平成4年以降におけるその運用状況は第17表のとおりである。平成11年には39件であったのが平成12年には293件と急増し、平成13年には884件と更に増加している。これは、特定調停事件等において、手形・小切手の取立禁止等を求める申立件数が増加したためと思われる、今後の動向が注目される。

8 民事執行手続の停止

民事調停規則第6条第1項及び特定調停法第7条第1項は、受調停裁判所が、調停の目的となった権利に関する民事執行の手続の停止命令を発することができる

第17表 調停前の措置発付事件数一事件の種類別

年度	総数	民事一般	宅地建物	借賃	農事	交通	公害等	特定	(地・簡)	
									民事一般	宅地建物
平成4年	26	18	7	1	0	0	0	0	民事一般	宅地建物
5年	19	13	4	2	0	1	1	1	民事一般	宅地建物
6年	21	11	8	0	0	1	1	1	民事一般	宅地建物
7年	23	16	7	0	0	0	0	0	民事一般	宅地建物
8年	14	10	2	0	1	1	0	0	民事一般	宅地建物
9年	16	11	5	0	0	0	0	0	民事一般	宅地建物
10年	16	11	2	0	0	1	2	2	民事一般	宅地建物
11年	39	30	7	0	1	0	1	1	民事一般	宅地建物
12年	293	47	2	0	1	1	0	0	民事一般	宅地建物
13年	884	103	7	0	0	6	3	3	民事一般	宅地建物

る旨を規定し、民事調停規則第6条第2項及び特定調停法第7条第2項は、停止された民事執行手続の続行命令について規定している。最近10年間について執行停止命令が発付された件数を見ると、第18表のとおりとなっている。

停止命令の件数は、全既済事件数のごくわずかにすぎないが、平成13年の特定調停事件における発付件数が前年の3倍以上になっている。これは、特定調停法第7条1項が、特定債務者がその経済的基盤を損なわれ、特定調停の成立が困難になることのないよう、「特定調停の円滑な進行を妨げるおそれがあるとき」には、執行停止の命令を発命することができるなど、民事調停規則6条1項の要件を緩和していることが影響していると思われる。

第18表 民事執行手続の停止発付事件数一事件の種類別

年度	総数	民事一般	宅地建物	借賃	農事	交通	特定	(地・簡)	
								民事一般	宅地建物
平成4年	90	89	1	0	0	0	0	民事一般	宅地建物
5年	92	92	0	0	0	0	0	民事一般	宅地建物
6年	71	71	0	0	0	0	0	民事一般	宅地建物
7年	72	72	0	0	0	0	0	民事一般	宅地建物
8年	88	86	2	0	0	0	0	民事一般	宅地建物
9年	101	101	0	0	0	0	0	民事一般	宅地建物
10年	89	88	1	0	0	0	0	民事一般	宅地建物
11年	113	113	0	0	0	0	0	民事一般	宅地建物
12年	113	68	0	0	0	0	0	民事一般	宅地建物
13年	226	78	0	0	0	0	0	民事一般	宅地建物

統計表

1 平成13年全国裁判所調停事件数

種別	新受	既済	未済
総数	489,552	483,716	112,738
民事調停	367,404	362,922	78,507
民事一般調停	48,095	49,545	9,679
商事調停	11,350	11,668	1,750
宅建物調停	8,291	8,363	2,911
(地代借質増減)	1,549	1,524	782
農事調停	372	390	166
鉱害調停	1	0	1
交通調停	4,615	4,731	1,650
公害等調停	195	213	93
特定制定調停	294,485	288,012	54,337
家事調停	122,148	120,794	42,151

(注) 地代借質増減調停事件には高裁の事件数は含まない。

2 平成13年各高等裁判所民事調停事件数

裁判所	新受	既済	未済
総数	6	10	2
東京	0	1	0
大阪	1	2	0
名古屋	5	6	2
広島	0	0	0
福岡	0	0	0
仙台	0	0	0
札幌	0	1	0
高松	0	0	0

3 平成13年各地方裁判所民事調停事件数

裁判所数	新	受	既	済	未	済
東 京	692	2,194	713	626	1,486	
横 浜	89		58	47		
ま じ	71		58	37		
葉 木	63		74	8		
戸 宮	20		23	16		
都 宇	27		23	20		
字 前	46		58	22		
静 岡	28		10	5		
府 野	8		51	21		
野 鴻	20		22	10		
大 阪	313		270	204		
京 都	28		36	18		
神 戸	52		48	29		
奈 良	9		5	12		
大 津	3		7	0		
和 山	16		10	10		
名 屋	95		102	87		
古 津	23		15	12		
津 津	20		21	12		
岐 阜	12		14	6		
福 金	16		12	8		
富 吉	14		17	3		
名 島	12		16	5		
山 口	15		11	8		
岡 山	18		18	9		
鳥 取	2		3	0		
江 松	16		13	6		
福 佐	35		30	20		
長 崎	5		4	3		
大 分	7		8	1		
熊 本	18		13	8		
鹿 本	32		30	15		
宮 崎	22		22	11		
那 覇	19		23	2		
仙 台	8		13	6		
福 島	34		22	29		
山 形	29		37	15		
盛 岡	14		13	7		
秋 田	12		14	4		
青 森	24		18	6		
岩 手	13		8	6		
礼 賀	40		41	21		
西 宮	3		1	2		
旭 川	17		31	0		
柳 井	10		6	4		
高 松	13		18	4		
徳 島	12		13	2		
高 知	12		15	2		
山 口	35		28	19		

4 平成13年各地方裁判所管内別簡易裁判所民事調停事件数

裁判所数	新	受	既	済	未	済
東 京	365,204	360,756	69,099			
横 浜	32,684	32,259	7,467			
ま じ	10,316	10,265	2,097			
葉 木	5,196	5,189	1,091			
戸 宮	8,880	8,880	1,601			
都 宇	5,816	5,463	1,295			
字 前	2,735	2,968	593			
静 岡	3,123	2,950	651			
府 野	10,335	10,340	2,524			
野 鴻	1,457	1,344	376			
大 阪	5,278	5,196	1,031			
京 都	4,938	4,862	714			
神 戸	28,917	26,400	7,904			
奈 良	7,695	7,368	2,225			
大 津	16,194	15,889	3,463			
和 山	1,818	1,731	462			
名 屋	3,162	3,208	602			
古 津	1,698	1,728	342			
津 津	16,549	17,028	3,747			
岐 阜	4,095	3,937	868			
福 金	3,433	3,576	926			
富 吉	2,351	2,336	437			
名 島	4,929	4,840	843			
山 口	3,589	3,879	543			
岡 山	6,877	7,204	964			
鳥 取	7,454	7,260	1,163			
江 松	4,612	4,704	653			
福 佐	2,181	2,280	374			
長 崎	1,998	2,012	323			
大 分	21,899	21,765	3,517			
熊 本	1,836	1,793	245			
鹿 本	7,234	7,399	1,050			
宮 崎	4,742	4,504	800			
那 覇	5,475	5,519	774			
仙 台	9,886	9,669	1,831			
福 島	8,302	8,584	1,132			
山 形	21,798	22,196	3,172			
盛 岡	10,588	10,817	1,882			
秋 田	7,664	7,530	1,257			
青 森	4,188	3,501	1,119			
岩 手	8,152	7,560	1,474			
礼 賀	3,152	3,057	468			
西 宮	4,883	4,713	635			
旭 川	12,978	13,043	1,442			
柳 井	1,824	1,858	197			
高 松	3,584	3,603	269			
徳 島	4,652	4,634	473			
高 知	3,175	2,994	683			
山 口	2,475	2,367	599			
	1,839	1,898	289			
	6,326	6,730	512			